

(予防)福祉用具貸与 重要事項説明書**1. 事業所の概要**

(イ) 提供できる居宅サービスの種類

事業所名	トータルライフケア奥沢
事業名	介護予防福祉用具貸与 福祉用具貸与
所在地	東京都世田谷区奥沢3-4-5-6 鈴木第一ビル2F
電話番号	03-6425-6431
FAX番号	03-5754-2878
介護保険事業所番号	1371201367
管理者氏名	河本 忠久

(ロ) サービス提供地域

世田谷区	全域
大田区	全域
中野区	新井 江古田 上高田 鷺宮 白鷺 中央 中野 沼袋 野方 東中野 本町 松ヶ丘 丸山 南台 大和町 弥生町 若宮
杉並区	阿佐ヶ谷北 阿佐ヶ谷南 天沼 和泉 梅里 永福 大宮 荻窪 高円寺北 高円寺南 清水 下井草 下高井戸 高井戸東 成田西 成田東 浜田山 本天沼 方南 堀ノ内 和田 松ノ木 久我山、宮前、松庵、高井戸西、高井戸東、下高井戸、浜田山
渋谷区	上原 鷺谷町 宇田川町 恵比寿 恵比寿西 恵比寿南 大山町 神山町 桜丘町 笹塚 猿樂町 渋谷 松涛 神宮前 神泉町 神南 代官山町 道玄坂 富ヶ谷 南平台町 西原 幡ヶ谷 鉢山町 本町 初台 東 広尾 円山町 元代々木町 代々木
新宿区	上落合 北新宿 新宿 高田馬場 中井 中落合 西落合 百人町
目黒区	青葉台 大橋 上目黒 五本木 駒場 鷹番 中央町 中目黒 東山 三田 目黒 祐天寺 大岡山 柿の木坂 自由ヶ丘 平町 中根 東が丘 緑が丘 八雲 下目黒 洗足 原町 碑文谷 南 目黒本町 中町
調布市	つつじヶ丘、入間町、仙川町、緑ヶ丘、若葉町、菊野台
三鷹市	井の頭、牟礼、北野、新川、中原
品川区	荏原 大井 大崎 勝島 上大崎 北品川 小山 小山台 戸越 中延 西大井 西五反田 西品川 西中川 西中延 旗の台 東大井 東五反田 東品川 東中延 平塚 広町 二葉 南大井 南品川 八潮 豊町

※上記地域以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談ください。

(ハ) 当事業所の職員体制 (令和4年6月1日現在)

職名	資格	常勤 (兼務)	非常勤 (兼務)	合計	業務内容
管理者	福祉用具専門相談員	1(1)名		1名	従業者及び業務の管理、福祉用具貸与の業務
相談員	福祉用具専門相談員	4(1)名	0名	4名	心身の状態に応じた用具選定、調整、取扱説明、点検とそれぞれに伴う相談対応

(ニ) サービスの提供時間

営業日	月～土
営業時間	8:45～17:45
休日	日曜日、年末年始(12月29日～1月3日) 5月4日～5月5日

2. 当事業所の福祉用具貸与の特徴等

(イ) 運営方針

事業の運営にあたっては、利用者の意志、及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。また、事業所の専門相談員等は、要介護者等が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、利用者の心身の状況及び希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとします。

(ロ) サービスの内容

○提供方法

- 福祉用具の貸与の提供に当たっては、身体状況に応じて使用方法の指導・使用上の留意事項・故障時の対応などの説明を使用者に適切に行う。
- 福祉用具の提供に当たっては、常に清潔かつ安全で、正常な機能を有する福祉用具の貸与を行う。
- 提供する福祉用具貸与の提供に当たり、取り扱う種目は、厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に関わる福祉用具の種目に基づいた別添価格表(カタログ)掲載種目とする。

○取り扱う種目

1 車いす	6 体位変換器	11 認知症老人徘徊感知機器
2 車いす付属品	7 手すり	12 移動用リフト
3 特殊寝台	8 スロープ	13 自動排せ処置装置
4 特殊寝台付属品	9 歩行器	
5 床ずれ防止用具	10 歩行補助つえ	

(ハ) サービスの利用方法

○ サービスの利用開始

- ① お電話またはご来所にてお申込み頂きます。※介護保険を利用中で居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を介護支援専門員に依頼している場合は、ケアプランに沿ってサービス提供を行う必要がありますので、事前に担当介護支援専門員にご相談下さい。

○ サービスの終了

① 利用者都合による終了

- ・ 利用者都合によりサービスを終了する場合、終了14日前までにご連絡ください。
- ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、文書にて解約を通知すれば、直ちにサービスを終了することができます。

② 自動終了 以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者が介護保険施設等に入所した場合
- ・ 利用者が亡くなられた場合
- ・ 利用者の所在が、2週間以上不明になった場合
- ・ 利用者が医療機関に入院等の理由により3ヶ月間居宅に不在となる場合

③ 事業者都合による終了

- ・ やむを得ない事情により事業者の都合でサービスの提供を終了させていただく場合、終了14日前までに文書で通知します。
- ・ 利用者がサービス利用料金の支払いを2か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、また利用者やご家族などが故意に法令違反を行なった場合、その他当事業所や当事業者サービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行なった場合は、直ちにサービスを終了させていただく場合があります。
- ・ 当事業者が破産した場合、利用者に文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了させていただきます。

○ 取替請求

- ・ 利用者は、事業者がレンタルした機器・用品が不適合であると判断した場合、利用者はレンタル開始日より7日以内において、事業者に対し同等の機器・用品への取替を請求することができます。

3. 利用料金等

- (イ) 福祉用具貸与を提供した場合の基本料金の額は、別添価格表（カタログ）によるものとし、当該福祉用具貸与が法定代理受領サービスであるときは、各利用者負担割合に準じた額を徴収するものとします。ただし、15日以前のレンタル終了、中断及び、16日以降のレンタル開始の場合、料金は半額となります。また、原則として、最低契約期間を1ヶ月とする為、契約月内で契約期間が終了する場合においてはその料金は、1か月分とします。

事業者は、提供するサービスのうち、保険の適用を受けないもの（自費サービス）がある場合は、そのサービス内容及び利用者負担金を説明し、利用者の同意を得ます。

自費サービスは、利用日数に関わらず1ヶ月分の料金とします。

(ロ) 移動の際の料金

設置後の貸与物品の移動に関しては、家屋内移動については1回につき5000円、家屋外移動については1回10000円を基準とした事業者が事前に提示する額を、同意を得た上で利用者が支払うものとします。

(ハ) 特別搬出入費

福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合（階段やエレベーターによることが困難でクレーンを使用するなど）は、運営規程の定めに基づき、その措置に要する費用を請求いたします。なお、通常の搬出入の場合は、費用請求はいたしません。

(二) 交通費

通常の福祉用具貸与の実施地域外への搬出入にかかる交通費は別途実費を請求いたします。

(ホ) 支払い方法

- (1) 自動引き落とし（契約者の指定する金融機関から、毎月 22 日に引き落とします）
- (2) 振込み（利用翌月の末日までに当社指定の銀行口座にお振込下さい。振込手数料は利用者負担となります。）
※特段の事情があり、上記以外のお支払い方法をご希望される場合はご相談下さい。

4. 業務継続計画について

感染症・災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。感染症・災害発生時の情報や状況を把握し、安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。

- (イ) 利用者の安全確保：重症化リスクが高い利用者は、災害発生時に深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して安全の確保に努めます。
- (ロ) サービスの継続：利用者の生命、身体の安全、健康を守るために最低限必要となる機能を維持します。
- (ハ) 職員の安全確保：職員の生命を守り、生活の維持に努めます。

5. 高齢者虐待防止のための措置について

当事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに防止策を講じ区市町村へ報告致します。

- (イ) 従業者に対し、虐待防止のための普及・啓発の研修を定期的に（年 1 回以上）開催するとともに、新規採用時には必ず実施します。
- (ロ) 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置し、定期的に（年 1 回以上）開催するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底致します。

6. 身体拘束について

利用者の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束などを行いません。また、やむを得ず身体拘束を行うときは、「身体拘束に関する同意書」に身体拘束にかかる態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録します。

7. サービス内容に関する相談、苦情

- (イ) 当事業所の福祉用具貸与（レンタル）サービスに関するご相談・苦情は下記にて承ります。

トータルライフケア奥沢 電話：03-6425-6431 管理者：河本 忠久

- (ロ) その他当事業所以外に、各市区町村の相談・苦情窓口にも苦情を伝えることも出来ます。

世田谷区	世田谷区保健福祉サービス 苦情審査会事務局	03-5432-1111	品川区	品川区高齢者福祉課 支援調整係	03-5742-6728
大田区	大田区福祉部介護保険課 管理担当	03-5744-1359	三鷹市	三鷹市健康福祉部高齢者支 援課	0422-45-1151
目黒区	目黒区保健福祉サービス 苦情審査会事務局	03-5768-3963	中野区	アシストなかの	03-5380-6444
杉並区	杉並区保険福祉サービス苦 情調整委員	03-3312-2111	新宿区	新宿区福祉部地域課福祉総 合電話相談	03-5273-3623
渋谷区	渋谷区福祉サービス利用者 権利保護委員会	03-3463-1854	調布市	調布市役所介護保険給付係	042-481-7321
練馬区	練馬高齢者相談センタ ー	03-5984-2774	東京都	国民健康保険団体連合会	03-6238-0177

8. 事故発生時の対応

- (イ) 事業者は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市区町村、利用者の家族、介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

連絡先記入欄

連絡先 1	()	氏名	続柄 ()
-------	-----	----	--------

- (ロ) 業者は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業者が故意過失がなかったことを証明した場合は、この限りではない。

9. 当法人の概要

名称	株式会社トータルライフケア	法人種別	株式会社
本社所在地	東京都世田谷区奥沢 3-45-6	代表者	代表取締役 西海 奉成